

○ 会 議 録

会 議 名	平成29年度 第3回基山町まちづくり推進審議会			
開催年月日	平成29年12月18日			
開催場所	基山町役場2階202会議室			
開閉会日時	開会	平成29年12月18日 午後2時		
	閉会	平成29年12月18日 午後3時30分		
出席者並びに 欠席者 出席8名 欠席0名	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	相澤 直子	出	富山 茂	出
	塩井 富子	出	松隈 浩	出
	後藤 信八	出		
	羽根 洋子	出		
	渡辺 一正	出		
	内田しのぶ	出		
	宮本 浩子	出		
会議録署名人	相澤 直子 内田しのぶ 宮本浩子			

～14時開会～

平成29年度第3回基山町まちづくり推進審議会 会議録

1. 議事

重要な計画等への町民参加を図る判断基準について

- ・重要な計画等への町民参加の判断ガイド（仮称）【別紙①②】

2. 報告事項

- ・基山町防犯設置基準の制定に伴う町民提案制度上の取り扱いについて【別紙③】
- ・町民提案の受付及び回答の状況 【別紙④】

3. その他

- ・次回開催日程について

議事 重要な計画等への町民参加を図る判断基準について

【課長】挨拶

【会長】前回からの引き続きですが、新たに作成された重要な計画等への町民参加について説明をお願いします。

【事務局】過去の審議会で平成25年度の第1回、第2回の議事で「町民参加の重要な計画等」「重要な計画等」の考え方(案)についての資料はまちづくり推進審議会の説明資料として作成されたものです。審議会で検討後に職員に周知されました。

今回、改めて職員用に、過去の事例を入れ「重要な計画等への町民参加の判断ガイド」を作成しました。【別紙①】です。基山町まちづくり基本条例第23条、「重要な計画等への町民参加」処理手順マニュアルを職員向けに作成しました。【別紙②】です。検討をお願いします。

【会長】気づいた点を自由に発言してください。

【委員】「重要な計画等への参加」処理手順マニュアルは変更がありますか。

【事務局】変更はありません。

【委員】この「重要な計画等への町民参加の判断ガイド」は職員だけが知り、町民に周知はしないのですか。

【事務局】町民の方からご意見を伺うためにも「重要な計画等への町民参加」の手順を知っていただくことも大事と思いますが、まずは職員への周知を重視すべきと思います。町民にはホームページ等で周知したいと思います。

【会長】この判断ガイドをこのまま掲載しても、町民には分かりづらいと思います。

【事務局】平成29年度に町民参加の手法をとった計画等の内容をホームページ等で町民に周知し、今回の【別紙①】のガイドと見比べて頂くことは可能と思います。

【委員】町民への周知は、広報等で周知した方がいいと思います。

【事務局】各課より町民参加を実施した計画等に対しては広報等で町民に周知しています。

【委員】第23条「重要な計画等への参加」にある、「あらかじめ」とはどこの時点か、予算が決まっている計画に対して意見を聞いても後付ではないか、そのやり方に対してまちづくり推進審議会が審査する権限があるのか、立ち位置がよくわからない。

【会長】まちづくり推進審議会は審議会で審査会ではない。できるとすれば提案を勧告するくらいでしょう。

【事務局】まちづくり推進審議会は評価監視する機関です。

当初予算、総合計画で将来的なことは決めています。予算が決まらなると事業ができません。そこで年度末の審議会で本年度の計画等の審議と来年度の計画等に対して「重要な計画等」への町民参加の判断ガイド【別紙①】と照らし合わせ審議していただき、次回に繁栄していく流れを作っていただければと思います。

【会長】まちづくり推進審議会では、一般的な町民参加の在り方を審議、検証することは十分可能だと思います。

【委員】審議、検証した計画を職員に公表し、これから計画等作成するうえで町民参加の手法の参考になるのではないかと思います。

【事務局】当初予算作成の段階で、町民参加の手順を踏む場合それなりの準備期間を必要とするものの周知と検証していただいた計画等も職員に周知したいと思います。

【会長】「重要な計画等」への町民参加の判断ガイドの内容の検討とガイドを周知徹底するだけではなく、実施されているかについて毎年度末に検証しますが検証後の計画等を職員への周知についての仕掛けはどう考えますか。

【事務局】職員に関しては研修会等を開催します。管理職については庁内調整会議で周知します。町民についてはホームページや広報等で知らせます。

【委員】計画等に対しチェックシートを作成し各課に提出していただく方法はありますか。

【事務局】実施に向けて検討します。

【会長】「重要な計画等」への町民参加の判断ガイドを実践に結び付けていくための手法を整理していただければと思います。

報告事項 基山町防犯設置基準の制定に伴う町民提案制度の上の取り扱いについて

【事務局】総務企画課より基山町防犯灯設置基準を作成しました。町民提案ではなく防犯灯設置申請書での申請になります。内容としては電気代の負担、電球・蛍光灯の交換を区が行います。新規設置、故障による器具の交換に関しては町が負担する、となりました。

【会長】町民提案制度についてご意見はありませんか。

【委員】誰もが直接提案できることが「町民提案制度」であって、まちづくり基本条例の中心政策なのでこのような変更は、広報等で町民に十分な説明が必要ではないですか。

【事務局】広報等で知らせたいと思います

町民提案について

【事務局】平成29年12月4日現在での町民提案は20件です。

その他 次回開催日程について

【事務局】3月末にまちづくり基金の報告会を開催します。

【会長】次回開催は新年度の開催です。

～15時30分閉会～

まちづくり審議会条例第6条の規定により、ここに署名する。

平成30年1月17日

会長 (氏名)

相澤 直子



委員 (氏名)

内田 のぶ



委員 (氏名)

宮本 浩子

